

第5回

(仮称) こども発達支援センターの
あり方検討会

(会議録)

1 開会

(会長) それでは、定刻になりましたので、ただいまから第5回(仮称)こども発達支援センターのあり方検討会を開催させていただきます。

委員の皆様には、お忙しいところお集まりいただきまして本当にありがとうございます。今回は5回目で最後でございますので、よろしく願いいたします。

皆様のお手元には既に資料が配られていると思いますが、事務局よりご説明いただきたいと思います。

2 資料説明

(障害者サービス調整担当課長〔以下「(事務局)」と省略します。〕) まず、初めに、資料をお送りするのが遅れて申し訳ございませんでした。十分読み込んでいただく時間がなかったかと思っておりますので、その点についてお詫び申し上げます。

では、本日の資料として、(仮称)こども発達支援センターのあり方検討会の報告書(案)というものをご用意させていただいております。まず5ページをあげていただきまして、相談事業の現状と課題でございます。今までご検討いただいた内容を課題という形でまとめ、委員の皆様のご意見も記載しております。5ページから13ページまでをそのような形でまとめております。こちらにつきましては、前回、お話したことと重なるところが多いので、詳細については省略させていただきたいと思っております。

次の14ページでございますが、「(仮称)こども発達支援センターのあり方」という形にさせていただいております。以前、委員の皆様から、こども発達支援センターの全体像がなかなか見えてこないというご指摘をいただいておりますので、この形で全体の機能などを表しました。こちらの14ページと15ページは現状を説明させていただいております。

16ページの下の方、(2)相談機能の強化拡充についてということで、①として、敷居が低く相談しやすい体制づくりと記載しております。

ここで、ご説明の前に、ちょっとお話をさせていただきたいと思っております。基本のつくりとしまして、16ページの下の方で四角く囲っているところが、こども発達支援センターがどういう機能を持つのか、どういう対応をしていくのかということをもとめているところでございます。

この中の、文章表現でございますが、最初に、「専門医による質の高い相談・診察を継続する」と記載しております。検討会の性格といたしましては、ご提言をいただく、もしくは方向性をご指摘いただくということになると思っております。そのため、検討会の報告として「継続する」というような記載でいいのかというご指摘がございました。それで「継続していく必要がある」というようなご提言という形の表現がいいのではないかと思いますので、次のページからずっと、そういう形で修正させていただければと思っております。

16ページのところで、こども発達支援センターの相談事業ということで専門医のと

ころは説明させていただきました。

次ですが、「施設名称や雰囲気づくりを含めてできるだけ敷居を低くすることが必要である。」あるいは、「相談から診察のルートを通らずに気軽に利用できる親子遊びの場を設けることが必要である。」と、そのような表記をさせていただきたいと思っております。

次の17ページでございますが、対象児の年齢についてということで、この囲みのところですが、心身障害者福祉センター（以下「心障センター」と省略します。）では、学齢児まで対応していないのが現状でございます。実際、学齢前にご相談いただいたお子様たちについては、以前もお話しましたとおり学齢期以降も継続してご相談対応させていただいておりますが、学齢前のお子さんの相談受け入れが多いため、学齢児の新規のご相談はごく限られた人数にさせていただいているのが現状でございます。それで、今後の対応としては、「学齢児の相談受付枠を増やしていくために、相談機能あるいは体制のほうを拡充していく必要がある」というような記載にさせていただきたいと思っております。以下、同じようになります。

事前にお送りさせていただいておりますし、それに、この対応につきましては前回の資料でお話したところと重なる部分が多いものですから、私のほうでお時間をとってしまうのもいかなものかと思っておりますので、詳細なご説明は省略させていただければと思っております。

本日は、この報告書についてご検討いただくわけでございますが、その前に、追加で3点ほどご説明させていただきたいと思っております。

まず、1点目でございます。今までのご検討の中で、すくすく教室あるいはグループ支援等の領域の部分は、拡充であるとか、あるいは就学なさっているお子さんに対する新たな取り組みであるとか、さまざまなご意見をいただいたところでございます。以前、心障センターの現状を説明させていただきましたが、療育に当たっては必要な部屋とか人員もなかなか確保が難しいというようなこともございます。それから、ご相談いただく親御さん、お子さんの数もふえているということもございまして、心障センターでは療育時間を短縮するとかグループ支援のほうに比重を移したりとか、そのような形でできるだけ多くのお子さんの対応を図ってきたところでございます。ただ、現状の心障センターをご覧になっていただいた方も多いかと思っておりますが、今のキャパシティでは対応がなかなか難しいということがございます。

一方、そのような状況がある中、現在、区のほうでは光が丘地区の区立小学校の学校跡施設の活用という検討会が別途立ち上がっているところでございます。具体的には光が丘の第二、第三、第五、第七という4つの学校でございますが、私どもといたしましてはこの学校跡施設の活用に当たりまして、ぜひこども発達支援センターとして利用させていただきたいということで手を挙げているところでございます。

区内でも数少ない貴重な資源でございますし、ほかの部署からもいろいろ手が挙がっておりますので、なかなか思いどおりにはいかないところでございますが、光が丘の学校跡地がこども発達支援センターとして活用できるということになりますと、皆様からいろいろご意見をいただいた部分を反映させやすいところだと考えております。

2点目としまして、施設的に光が丘の学校跡地を使えるということになりますと一定

のクリアーができるわけでございますが、一方、人員体制につきましてはまた別なものがございまして、区の現状を考えますと、区の職員だけですべてに対応するのは困難な点があるのかなと思っております。現状でも非常勤職員のお力も拝借しながらやっているとございまして。そういう意味では、以前、こども発達支援センターの運営体制についてご質問もあったと思います。基本的に公設で行くという形になるわけでございますが、運営に当たっては、一部の業務委託であるとか指定管理等の手法も取り入れていく必要があるのかなという認識がございまして。

3点目としまして、こども発達支援センターを学校跡地に移転した場合ですが、現在の心障センターをどうしていくかという課題も出てまいります。現在実施している成人部門については基本的に存続させていくわけでございますが、子供の療育の部分が外に出るといふことである程度の余裕が出てくるわけです。その活用をどうするかということ、あるいは成人部門の今後の体制をどうしていくか、あるいは区民の皆様からも新たな課題として、中途障害とか高次脳機能障害の方への対応が必要ではないかというようなことが区に寄せられているということもございまして。

以上のような点がございまして、こども発達支援センターの学校跡地利用について、あるいは移転後の運営体制、あるいは移転後の心障センターのあり方について、ご意見を本日いただければ幸いかなと思っております。

報告書の内容のご意見に加えまして、その3点についてもご意見をいただければと思っております。

3 報告書（案）について

(会長) それでは、お手元の報告書（案）に従ってご意見をいただきたいと思いますが、今、事務局からご説明いただいたように、大きく分けてⅠ、Ⅱ、Ⅲとあるわけですが、Ⅰは、「はじめに」ですから抜いていただいて、ⅡとⅢで2つの大きな部分に分かれています。Ⅱに関しては現状と課題を整理していただいた部分で、基本的な構成は現状の分析と、括弧の中に入っている課題になってはいますが、そこに関しては、これまでの委員の皆様のご発言を整理して、今後の課題をまとめたということですので、主としてこの部分に関してのご意見、例えば、もう少しこういうふうにしたほうがいいのかとか、この辺はこう変えたほうがいいのかというような、あるいはそのほかのコメント、補足などがありましたら出していただくと、報告書がさらに充実するのではないかと思っておりますのでお願いしたいと思います。

それから、それに参考になるようなものとして、委員のご意見を、全部細かく書くことは難しいと思いますが、課題に関連した委員のご意見で重要なものを整理してまとめていただいているかと思っております。

次のⅢは、これも現状をまず整理することから始まって、これまでのご検討を踏まえて、実際に今後のこども発達支援センターのそれぞれの事業としてどういうことがあるのかということ、これも皆様のご意見を踏まえた上での整理が四角の中にとじ込んだ形で重要なことが整理されているかと思っておりますので、主にそこに焦点を置いてご意見をいただければ能率的ではないかと思っております。

それから、今、事務局からご説明がありました3点、移転の可能性と、移転した場合当然あとに残るところをどうするかなどのことについてもご意見をいただければと思います。

ただ、報告書（案）はかなり内容がありますので、いきなりすぐぱっぱと意見が出るというのは難しいかと思います。ちょっとお目通しいただいて、最初のほうから少しずつご意見を賜ればと思いますので少し時間を置きますが、今すぐにでもご意見をいただければいいのであれば、それぞれについてご意見をいただければと思います。よろしくお願ひします。

(委員) 言葉の使い方に関してですが。5ページの委員の意見の③の、「アプローチは専門職である必要は全然ないと思う」の「全然」が、本当に全然なくていいのかなと「全然」という言葉はどうかと、言葉尻でごめんなさい。

それから、9ページ(3)の委員の意見の③「あっちも療育こっちも療育」とあって、「あっちもこっちも」というのは読んでみると、あまり適切ではないのかと思います。

もう一つ、言葉ではないのですが、12ページの③に、母子通園があるのですが、母子通園の必要性は大いにあるということはわかるんですけども、母子通園は、兄弟がいるとどうしてもできないんですね。おじいちゃま、おばあちゃまでもいけば別ですが、母子通園がしたくても、できない。だから、できれば何か兄弟支援があればと思います。

3ページに戻りまして、これは読み方なんでしょうか。一番初めの数字が、発達障害が1%と出ていますね。それで、「このデータを練馬区に置き換えると」と書いてあるのですが、上の人口は練馬の人口ですよ。練馬区に置きかえるというのはどれを置きかえるのか、よくわからないんですが。

(会長) 私の理解ですけれども、この段階ですからできるだけご発言を忠実に再現するという形で出しているもので、多分、報告書の段階ではもう少し表現を修正していただくことになるかと思います。

それから、練馬の人口に置きかえるというところの意味がちょっと読みにくいとおっしゃったことについて、ご説明いただけるでしょうか。

(事務局) 申し訳ございません。この3ページのところで、「このデータを練馬区に置き換えると、年間の出生数が5,500人である」ということで、その後すぐに、「発達障害児は約600人となる」という記載になっております。この5,500というのはもちろん練馬でございますが、そのつなぎの部分がちょっと唐突かなと思います。表現のほうを考慮していきたいと思っております。ほかの点についても、考えていきたいと思っております。

(会長) 今のところ、大体10%超と。10%というのは、かなり専門的に見ても控え目な見積もりです。ですから、5,500人の赤ちゃんが生まれるとすると、それに10%超を掛けますと600ぐらいになるだろうという、そういう大雑把な計算ですけどね。

それでは、今、報告書（案）に沿って、特にⅡのところに関しましては課題となっている部分についてのご意見をいただければと、それから、Ⅲの部分は四角で書いてあるこども発達支援センターについての今後の姿と言いますか、役割に関する整理でございますので、その辺についてご意見をいただきたいということで、今、お目通しいただいているのですが、どうでしょう。どうぞ。

(委員) 初めのところに当たるかと思いますが、発達障害という言葉になるべく使わないようにされているように思います。「発達の遅れに心配のある子ども」というような言い方をして発達障害という言葉を基本的に使わないようにされているんじゃないかなというふうに読んだのですが、やはり何か所かは出てくるんです。

それで、Ⅱの現状の、今ご質問があった、発達障害の障害ごとの有病率ですが、隣の表のところに視覚障害から、聴覚、音声、肢体と出ていますね。で、発達障害の概念をきちんとしておかないとすごく混乱をきたしてしまうと思います。発達障害者支援法によれば知的障害は入らないということになりますし、ここの発達障害の障害区分ごとの中を見ると、いわゆる脳性麻痺を含めた肢体不自由は全く入っていないと思いますので、ここで言う発達障害というのをどういうふうに定義づけするかということ、最初にきちんとしておかないといけないのかなと思います。

(委員) 定義づけに関してですが、結構難しいことなのではないかと思うんですね。今まで私がいろいろところで聞いてきたところでは、例えば視覚障害とかほかの障害の「障害」というのはある程度何かができないということであらわす意味が多いけれど、発達障害の「障害」というのは、ディスオーダーのような感じで何かをやるのができないわけじゃないけど難しいみたいな障害で、少し内容が違うということでした。

今、定義づけをしたほうが良いという話ですが、学会でもそういうのはまだ難しい段階ではないんですか。

(会長) 私は余りしゃべらないほうが良いと思うのですが、ちょっと補足させていただきます。

今、ここに整理されているのは、小児神経の先生もそうだし、私たち児童精神科もそうですが、いわゆる発達障害という枠で比較的コンセンサスとしてとらえられている部分かとは思いますが。ただ、運動系のはっきりした障害、肢体不自由だとか脳性麻痺は入っていないというのはご指摘のとおりですし、それから、発達障害者支援法で言うと、知的障害とか既にほかの法律でカバーされている障害は含まれていないわけです。ですから、どういうふうに整理するかというのは多少難しいのですが、私の個人的な見解では、例えば、「発達障害者支援法で規定されている発達障害に関しては」というふうにくくれば、それでも多分10%は余り変わらないと思います。知的障害がここから抜けるだけです。

あとは、例えば脳性麻痺であるとか運動機能障害も大体有病率があると思いますのでそれを加えるという、整理の仕方もあるのではないかと思います。

ただ、先生、視覚障害というのは発達障害に入るものもあるでしょうが、考え方としては、どうなんでしょうか。

(委員) 歴史的にというか、小児科の立場からすると、やはり最初にあったのは肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、それを含めて発達障害と呼んだんだと思いますね。

というのは、当時は心身障害という言葉があって、それに対して発達障害という言葉が出てきたと私は理解をしています。心身障害者というのは既にでき上がった障害を面倒見てあげようというニュアンスがどうしてもあります。それに対して発達障害というのは、発達をどうやって伸ばしていったらいいかという視点で出てきた言葉だというふうに広く理解しています。今から30年・40年前、発達障害という言葉が出てき

たときには、視覚障害・聴覚障害を含めて見ていたのではないかなと私は理解していません。現実にこの発達支援センターで脳性麻痺から中途障害の運動障害のお子さんたちをケアしていかなくてはいけないわけですよ。ですから、そのところで、どういうお子さんをここで診させていただくかというような意味合いでの定義というか概念というか、それはやはり最初を書いておかないといけないのかなと思って発言をさせていただきました。

(会長) 確かに整理のときには細かい配慮が必要な部分があるのですが、比較的幅広く押さえるという考え方もあるかと思います。ですから、その辺、余り細かくやっているとまた話が複雑になりますので、これは整理する段階でむしろ割と大まかに、あるいは具体的に実際に今までセンターで対応してきたタイプの方々とか、そういうもので大雑把に整理すればこの部分は済むような感じはいたしますけれども。

どうもしゃべり過ぎました。ご意見ありましたら、どうぞお願いいたします。

(事務局) 今、ご指摘があったとおり、肢体不自由の方とか脳性麻痺のお子さん、心障センターで対応させていただいております。今後につきましても、こども発達支援センターにおいて当然対応を考えていくものだと思っております。報告書の中で、その辺の書き込みがちょっと弱いのかなと、今、事務局として感じたところがございます。会長、副会長とご相談させていただいた上でございますが、その辺の書き込みも少し入れていきたいと思っております。

(委員) 今、拝見していて、先ほどの話と関係してくるのですが、もちろん今後のセンターの仕組みとして、いろいろな障害の方を対象とされていくんだと思います。発達障害者支援法に規定される発達障害がなぜ難しいかということ、彼らがこの社会の中で少数派であるがために世の中から生きづらさを非常に与えられているということです。うまくサポートしてあげればうまく育て、それこそ本当に純粋にこじれず育てている方もたくさんいらっしゃると思うんですね。そうした方々は障害としては上がってこないと思うんです。

そうした難しい状況で、東京都発達障害者支援センターにもたくさんの方がきています。大きく分けて、小さい頃から社会の中で生きづらさを感じる場合と、それまで何の支援もなく、二次的障害に悩んで大人になってから発達障害であると診断される場合と、2通りあると思います。実際に練馬区からもたくさん相談等を受けています。

そう考えると、区民の方が報告書を読んで、発達障害、例えば自閉症とか知的障害を伴わないアスペルガー障害とかAD/HDとか、と言われても、何が何だかわからないと思うんですね。

その中で、身体障害、知的障害や精神障害の手帳に当てはまらなかった、手帳がなくてはぎまに置かれて適切な支援が受けられなかったという困難さを抱えた発達障害のことが一緒に書かれていると、発達障害がほかの障害とは違う困難性があるということがまぎれてしまって、初めて発達障害のことを聞かれる方も何かわからないのではないかという気がします。なぜ障害者手帳もとれないのかということとか。

そこで、初めてセンターが設置されて、それを区民の方にPRしていくときに、例えば発達障害者支援法での定義を載せていただいて、それに加えて、この人たちは今までそういった障害者手帳とかがなかなかとれなかったので支援のはざまにあるということ

も重点的に書いていただいて、それに従来でも対象としてきた方々も対象とするという
ようなまとめ方をしていただいたら、すっきりするんじゃないかなと思いました。

(委員) 5ページの下の方の③で、「この段階でのアプローチは専門職である必要は
全然ないと思う」の「全然」は、という話が出たのですが、この文と、「もちろん保健
師の方、保育園や子ども家庭支援センターの保育士の方が担うことになると思うが」と
いうのは、ちょっと矛盾するような気がするんです。保健師とか保育士というのは専門
的な仕事ではないかと思えますので。それで、その後のほうに、お母さん方の悩みを聞
いたりするのは、ある程度同じような子供を持った先輩のお母さん方の話を聞くのも
非常にいいということが出てくるんですが、そことのつながりがよくわからないのです。

(会長) いかがでしょうか。これは、テープを起こしてまとめられたと思いますが、お
一人の意見としてつながっていることなのか、どうなんでしょうか。その辺は、今難し
ければ、後で確認していただいてもいいですが。

(事務局) 会長がおっしゃってくださったように、委員の方のご意見という形で、もう
一度テープ等を確認させていただきたいと思っております。しかし、こちらはそれぞ
れの委員の方のご発言でございますので、話のつながりについてのご議論になってしま
いますとなかなか難しいところがあるのかなと思っております。確認はさせていただき
たいと思っておりますし、整理もさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお
願いしたいと思っております。

(委員) 早期発見から早期支援のつなぎとか、敷居が低く相談しやすい体制が大事だ
と思いますが、その入口のところ、どういうふうにお母さんたちに目を向けてもら
うとか、どういうふうにアピールをしていくかというところが一つ問題ではないかと思
います。

例えば、1歳半健診のときに、気になることはこんなところに相談してくださいとい
うパンフレットをお渡しするとか、小児科とかそういうところですぐ手にとれるよう
なところに置くとか。そうすると、いつも行っているところのどこかで、相談できるん
だということがわかると心強いのかなと思います。

(事務局) たびたび口を出して申し訳ございません。

先ほどの委員の方のご意見ですが、私ども、すべて載せるわけにいかないの
で、いろいろ整理をしながら載せているところがございます。ですから、皆様、ご
自分の意見で真意と違うというようなことがありましたら、この場でも結構です
し後ほどでも結構です、その辺ご指摘いただければと思っております。

(委員) 今の、1歳半健診や何かのときに目につくところに何かあったほうが
いいという話に関連して、これは日本発達障害ネットワークが出している支援
制度ガイドブックで、『こんなときにはこんなサービス』という本ですが、
これは「発達障害児のための」となっているから、ある程度発達障害が疑
われた段階でこの本を読んだほうがいいのかと思うんですが、内容は、
1歳半健診のときにどうしたらいいとか、3歳児健診でどうしたらいい
とか、その後の5歳児健診から小中学校、高校、大学までにわた
っての公的支援をどの段階でどういうふうに受けたいかということが書
いてある本なんです。

こういうふうなものをもう少し分冊にしたものでも、保健所とか相談の
ところに置い

てであると、自分はこういう心配のときはここに相談すればいいのかなということがわかるのではないかと思います。一応回しますのでご覧ください。

(会長) 資料の回覧を、お願いします。

それでは、またお読みいただいてご意見いただきたいんですが、Ⅱのほう為主に現状を分析して課題を整理しているという形になっていまして、実際にはⅢの(仮称)こども発達支援センターのあり方というのが報告書の中のより具体的な重要な部分になるかと思しますので、多少先を急ぐような形で恐縮ですけれども、16ページ、先ほど事務局からこども発達支援センターの機能的なものとして紹介があったところから始めていただいて、主に四角で書いてあるのが要するに役割あるいは機能で、委員の皆様のご意見を踏まえて整理した形になっております。こちらのほうに焦点を移してご意見をいただいたほうが効率的かと思えます。

例えば、16ページの下の方の四角の中の3項目に関して、何かご意見ございますでしょうか。こういうことでいいとか、あるいはこれが足りないんじゃないとか、あるいはこの辺をもう少しこうしたほうがいいのではないかというようなことがありましたら。いかがでしょうか。

(委員) 名称については、障害とか発達支援という言葉を超え入れない名前を考えていただいたほうがいいのではないかなと、私の個人的な意見です。例えば、「べこの子」とか「ひいらぎ」など、いろいろな名称が考えられるかなと思います。何かアイデアを持っているわけではありませんが。

(会長) この3つのことについて、ほかに何かございますか。今日は、会としては最終回ですが、いずれ事務局で、また、まとめていただいたものを、今日の検討を踏まえて先生方にお配りして、ご意見を最終的に吸収して固めるというプロセスですが、できるだけ今日出していただけると整理のほうはより効率的かと思えます。いかがでしょうか。

もしこの項になれば次の四角ですが、17ページの相談事業に関して、ここは1つ書いてありますが、ここに関してはいかがですか。これは当然今までの機能を拡充するという形なので、後半のほうはなかなか実際には難しい部分もあるかもしれませんが、この委員会の報告書のまとめとしてはこのような表現でよろしいでしょうかね。

(委員) もしかしたら先ほどの話題も少し入ってきてしまうのかもしれませんが、こうした機関等の敷居が低い必要があるということとか、連携の必要性とかもあると思うんです。それで、今回覧していただいたような冊子をいろいろなところに配布するときに、例えば「お子さんが普通じゃない」みたいな書き方ではなくて、親の困り感に寄り添うような書き方でのPRというのが効果的なのではないかと思えます。

発達障害というのがなかなかわからない中で、例えば、「うるさい場所に行ったら暴れる子は」というふうには子供の特性のほうだけに行ってしまうと、そうした子供というのは特異な子というふうに見られてしまうと思うので、より敷居を低くして相談事業をやることに関しては、やはり親御さんがどういうふうに困っているかということ、こういうことに困っていませんか、こういうときにどうしようと思ったりして相談相手がないんじゃないかと、そうしたらここに来てくださいというようなパターンにしたほうが親御さんのほうも来やすいのではないかと感じました。

(副会長) ちょっと前のほうに戻って、いわゆる敷居の低さとか入りやすさという

ようなことで、世田谷の烏山駅の近くに、1階は子ども家庭支援センターというか遊びの広場で、2階が保育園、3階が幼児保育施設と療育相談の複合施設ができていると思います。これは光が丘に移った場合の話になってしまうと思いますが、そういった複合施設のほうが非常に敷居は低いんじゃないかと考えます。

(会長) 17ページのところに整理されている相談事業の連携というところですね。関係機関との連携で、真ん中の少し大きめの四角でポイントが3つありますが、この辺のことについてはいかがでしょうか。

(委員) 今回、この障害者支援ネットワーク会議というのが大事だという話が出たんですが、ネットワークというのは今まで何年間もなかなかとれてなかった中で、これからぜひネットワークをつくろうということで会議を設置するわけですから、ネットワークをつくるにはそのための組織というのが必要だと思うんです。この会議を区のほうで呼びかけてやってくださるということでしたので、これはお願いですが、ぜひネットワークがしっかりつくれるように主導して、ちゃんと声かけをしていただいて、これから先運営できるように区のほうで努力していただきたいと思います。

(会長) ネットワーク会議に関しては、前回もかなり議論が出ましたし、今のようなご要望を受けて、きちんとした形で実現するとういかに思います。

隣のページのちょっと上ですが、発達支援事業のところに関してはどうでしょうか。これは、できるだけ柔軟に対応するために時間的な拡充をするというような趣旨のものですが。これに関しては、こういうことは基本的に必要なことであるし、問題は余りないだろうと思いますので、19ページをご覧ください。2つほど機能に関してのまとめがございしますが、最初のほうは発達支援事業のすくすく教室のような教育的機能を強化するということですね。クラスをふやすとか職員体制とかそういうことが入っていますが、この辺に関してはすぐに決まるというのは難しいのかもしれませんが、この辺のことについて何か少し補足するとか、あるいはこういう点をもう少しこうしたらどうかというようなご意見ございませんでしょうか。どうぞ。

(委員) 前にも質問しましたが、今、福祉ケアセンターでやっていらっしゃる通園事業の枠は、具体的にどれぐらいふえるのでしょうか。70万の人口で広い練馬区ですと、4カ所ぐらい通園施設があってもいいと思っていたのですが、どれぐらい実際にふえるのでしょうか。それと、練馬区の場合は、幼児の通園はスクールバスなどを回していらっしゃるのですか。それとも、親御さんが連れていらっしゃるのですか。

(事務局) 今のいわゆる就園児の支援のところ、児童デイサービスあるいは法外でやっているところがございますけれども、ご利用希望の方については通所バスを出させていただいております。小さいお子さんということもありますし、エリア的なこともあるかと思ってそういう対応をとっているところがございます。

それから、見込みでございますが、18ページに書いておりますとおり、未就園児の支援ということで、すくすく教室のクラス編成に、今は若干空きがあるとは思っておりますが、ただ、以前ご指摘のあった療育の時間などについては、通園日や療育時間の工夫をしながら対応をしているところでございます。

委員の皆様のご指摘もいろいろあったかと思えます。もう少し時間帯を延ばすとか日数をふやすとかいうような対応も必要というご指摘もございました。ですから、今後こ

ども発達支援センターを整備していく中で、その通園日や療育時間についての充実も合わせて行っていきたいと思っております。

人数的には、現在のところはこういう数字でございます。これからのPRであるとか療育内容の変更等を加味しますと、見えない部分もあるかと思いますが、今後の対応をさせていただきたいと思っております。ちょっと実数幾つというのは、手元に資料がなくて申し訳ございません。

(会長) いかがでしょうか。それから、今のすくすく教室の下のほうの、ほかのサービス機関とか幼児教室などとの連携の部分ですが、そこに整理されているようなことがあるわけです。連携というと、いろいろの情報を共有するのは重要ですが、難しいこともございます。この辺のことにに関して何かご意見ないでしょうか。

(委員) 幼児教室やセンターに来るとき、保健所が窓口になっていることが多くて、保健師さんから紹介されてくるケースがものすごく多いんです。子供の問題で来るケースはいいんですが、今は、問題を抱えているお母さんも多くて、育児ができないお母さんなどもいて、保健師さんとうちとで連絡を密にとって、例えば、保育園の申し込みも付き添ってくださったりとか、お家まで行って育児に関する支援をしてくださったりということもお願いしたりします。

先ほど、パンフレットを手にとってという話もあったのですが、そういうお母さんは多分そこまでも行かないと思います。その辺で、保健師さんの役割がものすごく重要になってくると思いますし、ネットワークの中で保健師さんの存在というのは欠かせないかなと思っています。ただ、保健師さんの場合は、ある程度の年齢になると、もううちの相談としてはおしまいですとおっしゃられているので、その辺も踏まえて、うまくかかわっていったらいいのかなと思います。

それで、相談件数に関して、最初の3ページに出てきた人数、19年度の3歳児健診後の心理相談の実人数が533人。そのあと、15ページに新規相談件数が330件とありまして、さらに通っているお子さんの数字になると本当に減ってきていて、やはり漏れてしまっているとか行きたくてもいけないとか、先ほどの兄妹関係のことがあるとか、そういうところを今度新しくできるところで、どうフォローしていくかということになるかと思っています。

それから、日数とか時間とかが問題になってくると思いますが、やはり幼児の場合は食事に関しては重要な部分がありまして、本当は給食などをしてもらえると望ましいのかなと思います。うちも給食をやっている、特に偏食の多い子でも、本当に少しずつですがかなり進歩も見えたりするので、その辺も踏まえてこれから検討していただけたらなと思っています。

(会長) いかがでしょうか。ちょっと右のページの20ページに移っていただいて、こども発達センターの発達支援事業についてのまとめの部分ですが、これは従来の機能を拡充してというような形で、小グループを充実するということです。常に人の問題が入っていきますが、この辺のまとめ方に関してはいかがでしょうか。基本的には、いろいろなお議論を踏まえた内容になっているかと思っています。

あるいは、その下ですが、これは従来の心障センターでは少し弱い部分で、学齢期のお子さんたちに対する対応のことですが、いろいろな試みの提案などがあって、そこに

整理されているような形になっています。この辺を含めてご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(委員) (4)で学齢児の訓練事業は実施していないと書いてありますが、就園児支援にOT・PTが入る中で、学齢のほうはできないというのはどういうことでしょうか。19ページの就園児支援の中に、心理、ST、OT、PTの専門職があって、なぜ、学齢児にはできないのでしょうか。

(事務局) 就園児の支援のところで、グループ支援という形で保育園・幼稚園に通っているお子さんを支援しております。学齢児につきましては、従来、心障センターでは取り組んでいなかった部分でございます。もちろん、定期的な診察であるとか療育のご相談等はやっていますが、現在の体制ではそこまでできていない状況でございます。

それで、就学児の支援ということで、今後の取り組みの第一歩ということで、こちらで記載させていただいたようなソーシャルスキルトレーニングなどの場をまず設けさせていただければと思います。第一歩ということで前回の例示で出させていただいたところですが、そういう対応を考えているところでございます。

今の委員のご意見も、この辺で踏まえて入れさせていただきたいと考えております。

(委員) この就学児支援のところについてですが、以前意見を申し上げたのですけれども、やはり学齢期の子供にかかわることが多いので、就学児への支援はなるべく手厚くしていただけたらというのが私の希望です。例えば、ソーシャルスキルトレーニングなどは視野に入っているように思いますが、理想を言えば、ニーズを持っている子供たち、就学前も就学後もすべての子に必要な支援を必要なだけ提供するというのが理想ですが、なかなかそうもいかないと思うんです。キャパシティの問題などもあるかと思しますので、就学後の子供たちも視野に入れつつ、抱え込まないということを念頭に置きながらこの事業を展開するといいいのかなと思います。

この障害児教育とか障害児指導・支援を考えますと、自分のもとに通ってきている子供たち少数に対して手厚く、できるだけ長く支援をしているという現状があるかと思えます。しかし、今、支援を必要としている子供たちの人数もふえていますし、ある程度の見通しを持って、すべては授けられないまでも、ここまでこの1年間で支援・指導をしましょうというような見通しを持って、そこまで支援して一旦卒業として、地域に戻していく。学校とか幼稚園に戻して、そこでその成果を発揮してもらおう。もちろん、うまくいかない場合には相談という形でいつでも戻ってきていただくと。

それから、まだ支援を受けていない子供たちに関してはまた新たに受けて、そして、その子に対しても指導計画をきちんと立てて見通しを持って支援をして、ある一定の期間内に、何か成果を出して、またその子が生活する中心の場、学校なりに戻していくというような形でやっていけば、キャパシティの問題等についても多少解決になるのではないかと考えております。

(会長) いかがでしょうか。特に学齢児の支援に関しては、いろいろとご意見をいただいたほうがさらに充実するかと思しますので。

(委員) 一度抱え込んだ子をずっと見ていると、確かにどんどん後から後から来るわけですからキャパが一杯になってしまうというのはわかるのですが、発達障害というのはこの年齢に来たら治るといってもないので、ある程度成人に行くまでの継続的な支

援が必要な部分もあると思います。ただ、頻度として、例えば小学校低学年だったら週1回ぐらいの療育が必要だとしても、それがだんだん大きくなってくと月1回になったりというふうに密度を少し落としていくことは年齢に応じてできると思うのですが、ここの年齢に来たら一回返してというのがうまくいく場合といかない場合とあるのではないかと思います。

(委員) そのあたりのことは十分承知しているんです。もちろんおわかりになった上でのことだと思いますが、確かに現状を見ていますとなかなか難しいところがあると思います。

理想を語ってしまうと切りがないのですが、具体的には通級指導学級などをイメージしているのですが、つながったお子さんを、まだまだ不十分な点があるからといって抱え込んでしまうと、限りがありますので、支援が必要な待機している児童に支援が回らないというようなこともあるんですね。

それから、抱え込んでしまうと、これは指導者側の問題なのでその心持ちを変えれば済むことですが、悪い言葉で言えばなあなあになってしまう。いつまでもこの間柄の中で指導していきましようということになってしまいます。でも、いずれは卒業というものがありますし、社会的な自立というものがあるので、すぐに断ち切るということではなくて、自分の手元を離れたときに不十分なところを補いながらどう適応していくか、それを自分の視野の中に置いた段階でちょっと離してみようということも大事なのかなと思います。

ですから、もちろん例えば年齢とかその年度の終わりで機械的にぶつんと支援を切るということではなくて、ずっと抱え込まずに戻していく。もちろん頻度を下げるとするのは非常にいいことだと思うのですが、そういうような形での取り組みというのも一つの考え方かなと思います。

で、それと同時平行して、ニーズがあればあるだけ支援が差し伸べられるというような体制を整えていけば非常に理想的なのではないかと思います。その辺を目指して行っていただけたらと思っております。

(委員) 何から何までこども発達支援センターでやれるわけではないと思いますが、就学児支援は、子供だけではなくて、担任の先生にも必要だと思います。とりわけ通常級の先生というのは本当に大変だと思います。そういう先生方への支援というのは、実際にはどういうふうになっているかということと、それから、今後そういうことについて発達支援センターのほうでもできるだけ手を差し伸べていければいいかなと思います。

(会長) 今の委員からのご質問、現状では学校の先生方に対する支援などはどうなっているかということについて、ご説明いただけるでしょうか。

(学務課長) 先生への支援、学校への支援ですが、クラスの中で配慮を要するお子さんがいらっしゃって、自分でも経験がないと、先生は精神的な面も含めかなり負担が大きいということです。1つには研修を、それぞれの障害の理解につながるように定期的に、都や区で行っております。区では、指導課あるいは教育センターで研修体制をつくっております。もう1つは、実際に子供たちにどのような指導をしていったらいいのかということについて、学校巡回相談という形で動いているところです。相談員が回って、指導の仕方、こういう子供についてはこういうふうに教えてみたらどうかというようなこ

とを指導していて、中には先生の精神的な支えになるように言葉をかけているということもあると聞いております。

(委員) 先生の支援とその次のページにも関係するんですが、保護者への支援というところでぜひやっていただきたいと思うのが、ペアレントトレーニング（以下「ペアトレーニング」と省略します。）というものです。今、あちこちでやられ始めていて、先日、光が丘の教育相談の方と会ったときに、練馬区で、光が丘で2グループ、関町では3グループ、もう1つの相談でも3グループ、親へのペアトレーニングというのをしているという話を聞きました。

それで、保護者への支援として、かなり効果的なのがこのペアトレーニングという方法ではないかと思えます。子供のいいところを探して書いたり見たりするのですが、そのときに、グループを設定して小グループで6カ月なり10カ月なりのプログラムに沿って、1カ月に1回ぐらい集まってやるものですから、親もそのときに毎回その中で宿題を出されて、書いていって次のときに発表したりして、その6カ月が終わるころには親の会とかつくらなくても自然発生的に一緒に学んだ親たちは割と仲よくなって、帰りにお茶したり悩みをお互いに話すような雰囲気生まれているということです。

発達障害の子を持っている親のかなりの部分がうつを併発すると言われているわけですが、ペアトレーニングを受けることである程度明るい方向に指導が行くし、それが子供にもいい影響を与えらると思えます。ただ、ペアトレーニングは家庭で親が子供を見るときを中心にしてはいますが、今、ペアトレーニングの教師版という、学校で生かせるティーチャートレーニングというのがつくられていて、どういうふうに教室の中で子供を見ていったらいいかというプログラムが練馬区でもできつつあるようです。

そういう形で、親への支援と教師への支援が、もしこども発達支援センターから発信してやることができればすごくいいと思えます。今、教育相談のほうで、大体1回に七八人のグループで6カ月だとすると、子供の支援というのは長く続くけど、親へのペアトレーニングというのはその期間が終わると1クール済んでまた次のグループに入れるわけです。そういうことで、毎年それなりの人数がペアトレーニングを通じて訓練も受けられるし、お互い親しくなれるという利点もありますので、ぜひこの発達支援センターでもそういうことを親に対してやれると、そこからまた自然発生的に親のつながりが出てきていいのではないかと思います。

(会長) 学校の先生方への支援に合わせて保護者の方への話も出していただいたんですが、そのことについてもさらにご意見をいただければと思います。

ページが進んだついでに申し上げては恐縮ですが、21ページの(1)で、いろいろな機関での情報を共有するという意味で療育カルテの話が、前回も出ておりましたけれども、ちょうど真ん中にまとめてあるのがその関連のことです。この辺に関してはいかがでしょうか。やはり連携との兼ね合いで出てきているのですが。

(委員) 療育カルテのことではないのですが、今、巡回相談は区立の保育園、幼稚園で実施されていますけれども、私立の幼稚園や保育園にも目を向けて、巡回相談に行っていただけたらと思っています。

(学務課長) 私立幼稚園ですが、課題としております。予算的なこともありまして、なかなか人的な体制が、すぐにはできない状況ですが、整い次第実施したいと思っております。

ます。区立幼稚園を20年度から始めたばかりということで、今後検討させていただければと思います。

(保育課長) 私立保育園については、巡回という形ではないのですが、私どもが私立保育園に対してさまざまな補助制度を出しております、その中で専門家にも相談するようなことがあれば助成をさせていただいております。これは個別に各園で判断してということになるかと思いますが、それをもうちょっと輪を広げていくということについては課題であると認識しておりますので、実施に向けての検討を進めていきたいと思っております。

(会長) いかがでしょうか、いろいろな機関の連携の部分で、療育カルテだとか情報共有のことについてですが。そこに整理されているようなことでよろしいでしょうか。あるいはもう少しこういうところはこうしたほうがいいのか、追加、修正などがございましたらご意見いただければと思います。

(委員) 21ページの下のほうの保護者への支援、それから、17ページの下のほう、そのあたりと関係するかと思いますが、親御さんに対してです。

現在は、相談・診察を経た子供が対象となっているために、ほかの方は気軽に利用できないということがあります、つまづきのあるお子さんを持つ親御さん同士の横のつながりというのもとても大切なつながりだと考えております。

23区内でも川崎でも、親御さん同士がいろいろ連絡を取り合って、例えばそれは学校の通級指導学級で知り合った方であったり、あるいは民間の相談機関で知り合った方同士であったりということですが、親の会と言うほど大仰なものではないのですが、親御さん同士で集まって情報交換をしたり、時には慰め合ったり、そういうつながりが徐々に育ってきているし、そういう場を親御さんも求めているという感触を得ています。

そういう方たちにお話しを聞きますと、場所が欲しいとおっしゃるんですね。恒常的に出入りできるような場所でなくても、例えば月に一遍だけでも集まれるような場所です。例えば、ファミリーレストランですとかそういうところだとほかの方の耳もありますし、時間的な制約もあります。それで、そういうような相談に直接かかわってないような方でも、きちんとした身元でそれなりのニーズのある方でしたら入ってその場所で過ごすことができるようなシステムがあるといいのではないかと考えています。

また、そこから親の会のようなものが育っていくということも十分に考えられますし、発達につまづきのある子供への支援というのは、区が何をしてくれた、都が何をしてくれただけではなくて、そういうようなきちんとした基盤があってこそ、その上で親御さんがゆとりを持って、親御さん自身も成熟して横のつながりを深めていくという、その相互関係というのはすごく大事なかなと思いますので、そのあたりも期待して、ここに「不安解消のための交流の場」という文言がありますけれども、そういうコーナーがあると理想的かなと思います。

どなたでも出入りできるということになりますと、このご時勢ですからいろいろと危機管理の問題等もあるかと思いますが、そんなに容易なことではないと思いますが、例えば、このセンターの片隅に、できれば玄関近くでロビーのようなところがあれば、そこをパーテーションか何かで区切ってそのコーナーだけでもいいと思いますが、例えば、子育てとか発達支援に関する図書ですとか資料が置いてあれば更にいいと思います。

もちろん図書館等にもあるかとは思いますが、そういうことについての情報を集めた方がそこに来て、周りの目なども気にせずにある一定時間を過ごすことができる、図書を十分時間をかけて選ぶことができるとか、また、一緒に図書を探している方同士声をかけ合っというということもあるかと思ひます。

理想を語っているかもしれませんが、そういうちょっと風通しがいいと言ひますか、正式につながつた方以外の方も出入りできる部分があつてもいいかなと思ひました。

(委員) 現在、親の会に少し加わっているのですが、親の会というのは実はなかなか継続するのが難しいんです。今、私がかかわっている親の会も、東京都の発達支援センターに10年前ぐらいに困つて訪れたお母さんたちが、発達支援センターの先生をスーパーバイザーみたいに頼んで小さな会をつくつて、それがだんだん広がつていって、今、五、六十人の会にまで育つています。

もちろん、ここをそういうパーテーションで区切つて図書を置いて、最初はそれでいいと思ひますが、ある程度それを継続していくとなつると、やはり協力してくださる何人かの職員の方とか、何かのお力添えがないと実のあるものとして続いていくというのは難しいのではないかと思ひます。

(会長) 今、これからの発達支援センターの役割に関して、特にスペース的な問題についてもご意見が出てきているわけですが、いかがでしょうか。どうぞ。

(委員) 今、親の会の話も出ていますが、うちは大きな親の会の組織があります。うちの幼児教室に関して言えば、年度にすぐに卒園していく方が多いのですが、そのつながりがものすごく大きくて、横のつながりを持って、お茶飲みに行こうかどこに行こうかといつて、お母さんたちがうちの教室にやつて来ます。全然年代も違ふのですが、あそこの場で知り合つたから一緒に来ましたという形で、結構いろいろな方が来てくれる場になつていて、それが縦のつながりだつたり横のつながりだつたりということが多いので、そういう場が大事なんだなと思ひます。

来て、くだらない話をしてみたり、今こんなことに困っているんだということをポロツと話しながら帰つていかれるということが多くて、本当に訪問者が多い状況です。だから、そういう場を求めているんだろうなということもひしひしと感じていますし、うちの幼児教室だけではなくて、そこで知り合つたお母さんもぜひ一緒に連れてきてくださいなんていう声かけができればいいかなと、思ひました。

それと話は変わるんですが、22ページの養育支援のところ、**「医師や心理職の相談・診察の中で、家庭の養育の仕方などに指導・助言を行い」**と書いてあるんですけども、やはり先ほど言つたような、お母さんの家庭での養育がなかなか弱い方には、指導・助言だけでは難しいものがあるので、医師とか心理士ではなくて、もうちょっとそばに寄り添えるような方を何とかつなげて、アドバイスとかお話を聞いてあげたりといふことができると思ひます。

また、21ページのさっきの療育カルテの件ですが、検討すべき課題であると書いてあります。その検討をするのは障害児支援ネットワーク会議で検討していくのか、どういふ方々が検討していくのかなと思つたのでお聞かせ願えたらと思ひます。

(事務局) 以前、この療育カルテのお話が出てきたときも、親御さんに与える影響などいろいろご指摘があつたと思ひます。これをどこで検討していくかといふことをござい

ますが、やはり行政内部の検討も当然必要でしょうけれども、それより何より当事者の方、あるいは保護者の方のお声を聞きながらでないと進まないのかなと思っております。ですから、検討の場をどういう形で設けるか、まだ具体的には考えておりませんが、そのようなお声を聞きながらという形になろうかと思っております。

(会長) 今、保護者への支援というところまで大体ご意見が進んできたかと思いますが、最後の四角の地域住民への啓発というところで3つほど整理されております。それに加えて、これをこうしたほうがいいのではないかとか、ご意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

(委員) 啓発についてですが、先ほども申し上げたように、お子さんが「独特で変な子がいるんだよ」というようにとられてしまうのではなくて、お母さんとかご家族の方にこういった困ったことがありますか、そういった場合には相談が受けられますよ、相談に来ていいですよというようなスタンスだといいなと思います。

発達障害に関するマニュアルが、一時あちこちから出ていたと思うのですが、中途半端に書いたりとか誤解があったりとか、書く人の受けとめ方の違いとかで逆に偏見を生んでしまうというような例も出てきてしまいます。特に発達障害という名称を出さずに発達障害の支援をしている区もありますので、発達障害の特性を持っていないお子さん、持っているお子さんとの溝ができないような、「あの子って何とか障害と言うんだって」というように変なことにならないような、PRの仕方というのを検討していただきたいと思います。

そうすると、最近つくづく思っていることは、やはり本人支援だけではなくて家族支援であって、本当にその人のライフサポート的な部分の意識を持っていかないとうまくいかないということです。今の東京都内の情勢を見ますと、例えば18歳未満だったら見るけど18歳以上だったら見ないとバンと区切ってしまうところはたくさんあるわけで、でもその人の人生というのは続いていくんですね。年齢で区切ってしまうとか、手帳があるからこの支援とか、つまり知的障害を伴わない発達障害の人に対して、知的障害の方への支援スタイルというのは全く適さなくて、ご本人も非常に辛い思いをするということもあります。ですから、困り感を取り上げて、それに寄り添いながらその人たちの家族が安定して暮らせるような、毎日、「楽しかったね」と一言言って眠れるような状態になるような支援をしてあげられるといいのではないかと感じています。

ある区では、これまでの個別支援シートプラスお子さんの発達とか楽しかった出来事とかを一緒に記していくマニュアル的なものをつくっています。早期発見の事業で上がってきたお子さんに対しても使っていくようですが、お子さんに対してのマニュアルや個別シートもあるし、これから成人期に向けての展望、これまで支援を受けた人へのサポートスタイルとか、今の成人期の人たちが抱えている問題とか、そうした今後の展望に向けて、その子のライフステージにどういう大変なことがある可能性があるかということも記してあるということで、雰囲気としては「拡大母子手帳」というか、本当に母子手帳と一緒にいうわけではなくて、そういった早期発見とかの部分で相談に上がってきた人たちに対してそれをういて、そのマニュアル的なものは区やご家族の間で共有し、保管をするという体制になっていたと思います。

ただ、その地区は、実際に4歳6ヶ月健診とか、子育てステーションなどに相談に来

た人たちに対してそうした支援体制があるのですが、これから漏れている人たちをどうやって探り当てるかというのが課題となっているということでした。

また、何かご興味ありましたら詳しく情報提供させていただきたいと思います。

(委員) この地域支援事業に関してですが、こういう区民一般を対象にしたものと、もう一つは、例えば地域で買い物学習だとか、お母さんたちがお買い物に行ったときに、意外にお店の人というのは何回も行くと親しくなって、いろいろな相談を受けたりとか、あるいはこんなふうになればいいよと言ってきて非常に助かるという例がよくあるんですね。ですから、例えば商店向けとか、あるいは医者に行くときにはこういうカードを持っていけばいいですよというような、そういうひな形をセンターでいろいろ準備しておかれて、PRされるといいかなと思いました。

(会長) いかがでしょうか。大分いろいろご意見をいただきました。とりあえず、こども発達支援センターの今後の役割などについてはさらに充実したかと思いますが、また最初に戻って、課題などについてのご意見をいただいても結構です。

それから、今後の機能に関しては今かなりご議論いただいたんですが、先ほど事務局から言われたように仮に今後移転するような事態があれば、残ったところをどうするかというようなことについても、もし可能であればご意見をいただきたいということがありましたので、残りの時間もそうたくさんありませんが、そのことも含めていかがでしょうか。もし移転ということになれば機能はかなり拡充されるということで、ここで出していたいただいたような意見がより現実化するのではないかと思いますけれども。そうすると、今いるところが、残された機能をさらにどうするかという問題が出てきますので、最初から予定された議題ではないのですが、先ほど事務局からのご依頼がありましたので、何かアイデアなどお願いいたします。どうぞ。

(委員) 成人部門を残してほしいと必死で願ってきました。毎年、「心障センター機能拡充」という意味で要望を出しております。成人部門の医療ケアも含めて、福祉園に通園できない人と作業所に行けない人にとって、これから在宅は出さないというのが練馬の基本であるならば、心障センターの役割が大きくなると感じています。

それと、もう一つ、氷川台と大泉学園町にあります医療ケアとは違って、このセンターでなければできない医療ケアの重い人を見て行ってほしいと思っています。

それと、やはりリハビリ部門。リハビリ部門が全然ないというのは、23区のセンターの中で練馬だけではないかと思っています。私はB型センターの中でリハビリがないというのはおかしいと思います。今、施設から地域移行の中で、地域に戻ってきた人の訓練する場所がありませんので、リハビリ部門を置いてほしいと思います。B型センターの機能としてリハビリは必要であると考えています。

それと、心理の部門。成人の心のケア。心理の部門も含めて成人にほかのところでできないものを入れて行ってほしいと思いますし、今まであったものが途中で終わっている部分ももう一度取り返してもらいたいというふうに思っています。私たち肢体不自由児者父母の会の会員はセンターの変わる姿を待っております。よろしく願います。

(副会長) 新しく光が丘に移った場合ですが、先ほども言いましたような、いわゆる子供に関するいろいろな機能を複合的に備えた、烏山のセンターのようないわゆる子育てステーション、あるいは渋谷にあるこどもの城といったものの練馬版ができないかと思

います。内容としては、先ほど申しましたような、保育園から療育から病児保育施設までも含んだような、保育園も足りないわけですから、ぜひそういったものを考えていただきたいと思います。

(委員) 今の子育てステーションですが、まず、相談が各ステーションに上がってきて、それで、継続支援が必要であれば総合福祉センターに行く、療育が必要であれば発達・発育センターに行くというふうになっていて、それで各機関が連携をして見ていくというような大きなシステムになっています。

(会長) いかがでしょうか。あと、残りの時間は少し全体的なことも含めてご意見をいただければと思いますが、特にどの場所でなくても結構です。

(委員) 心障センターのほうで、成人部門などをこれから検討するというので、これはまだちょっと先の話だったり理想論になったりするかもしれないんですが、成人の発達障害を抱えた人たちで、この間も30歳とか40歳の子供を抱えている親などの話を聞いていて、やはり親亡き後の子供の行く末というものを皆さん深刻に考えていらっしゃると思います。

1つは、住みかをどこにするかということ。どういう状態で住んでいってくれるかということで、今、グループホームという形で住んでいる方も確かにいます。それで、こういう支援というのは無理かもしれませんが、例えば親が亡くなった後も子供がもしひとりで住んでいくときに、ひとり暮らしができるようにするための支援を、寮みたいなのがあって、例えば半年とか3カ月とかそこで自立して生活ができるようなことを教えてくれたりとか、何かそういう支援が成人向けにあったらありがたいかなと思っております。行く行くの課題として、そういうことも考えていただきたいと思います。

(障害者施策推進課長) 練馬で今やっていることを少しご紹介したいと思います。

現在、練馬区の中には、知的障害者を対象に、生活寮があります。通過型になっておりまして、委員がおっしゃいましたように、ひとりで生活をしていくための訓練の場という形になっております。それで、現在、2カ所あるんですが、1カ所については22年度ぐらいに改修できたらいいかなと思っております。委員がおっしゃったような形の居住の場、ひとりである程度生活していけるための訓練を受ける場として生活寮というのを設けているところです。

現在は、その対象者は知的障害者ということになっています。あと、精神障害者につきましても、グループホームが1つは通過型になっておりまして、そこは一定年数の中で訓練を受けながら、ひとりで生活していけるようにというのが目指す方向ですが、なかなか一定期間だけではまだまだひとり暮らしをできるようにはなっていないようです。今後はこの辺の課題も整理していく必要があると思っています。

もう一つは、今、障害福祉計画の見直しをやっていまして、21年度からの計画をつくっている最中でございます。その中に、地域生活支援センターという障害者、障害児を含めた全体を対象とした形で相談機能を設けているんですが、その相談機能の中の1つに、住宅入居等の支援事業というのを考えております。居住サポート事業と言っておりますが、具体的には民間の住宅を借りたりとかグループホームに入ったりとか、いろいろな手法を使いながら地域の中で住んでいくにはどうしたらいいかというサポートについて、親亡き前からやっていこうという事業ですので、また、個別でご紹介できるか

と思っております。

(委員) 都のセンターで、自立プログラムが何年か前までは組まれていたんです。やはり成人の自立プログラムを練馬の心障センターでしてもらえないかということは何年か前に出しました。できれば練馬で自立プログラムの取り組みをやってほしいと思います。今の委員の意見を踏まえて、やはり地域で生活していくためのその子のプログラムを、専門の方と一緒にやっていけたらいいなと思っておりますので、機能拡充の中で、自立プログラムを組む、ということを入れていただければ助かるなと思っております。

(障害者施策推進課長) 自立プログラムという意味においては、一定程度障害を持った方が、特に多いのは中途障害の方ですね。生活訓練や機能訓練を含めて、生活の場に戻っていくためにどうしたらいいかというところの訓練を、東京都心身障害者福祉センターで自立プログラムという形でやっております。

特に、私たちは大人になってから、例えば失明をした場合には、ほとんどは自分で生活ができない。まして、交通事故に遭って高次脳機能障害になった場合にはなかなかできない。そういう方に対しての生活の場に戻るための生活訓練、それから、仕事に戻るための機能訓練を、心障センターでできないかというこういうご意見かなと思っておりますので、また今後の機能の検討の中で考えさせていただきたいと思っております。

(会長) いろいろ貴重なご意見をいただいて議論が非常に充実していたかと思いますが、まだ多少時間はあると思っておりますので、何かご意見ありましたらぜひいただければと思います。いかがでしょうか。

(委員) 委員から、発達障害の定義づけというお話がありましたが、お恥ずかしいんですけども、私、発達障害のことがわからないんです。仲間に、発達障害って何、どんな障害、と聞かれたときに、本当に答えられるのか正直自信がないです。新しい障害名なのかなととらえるぐらいしかありません。だから、やはり報告書の中に発達障害の定義がないと、わかっている方はいいんですが、初めての方にとっては難しいと思います。

それと、もう一つは町会。やはり地域で生きていく人たちですから、さっき商店の話が出ましたけれども、それこそ地域性ということになると、町会の役割の大きさ、その辺もあるのかなと思っております。まだうちの会では障害の子を持っているということすら言えないという家族があります。そういう意味では町会の役割を少しずつ掘り起こしていただきたいと思っております。

(会長) 確かに専門家の中でもいろいろ意見が違ったり定義が違う部分がありますので、本当に難しいのですが、できるだけ誤解がないように、しかもわかりやすく、ということは割と包括的なまとめ方をするのが一番無理がないかとは感じております。多分、報告書をまとめる段階で事務局の方に苦労していただく形になるかと思っておりますね。

(委員) 「こども発達支援センターのあり方」からはそれなのですが、教育委員会の方がいらっしゃるので、伺いたいことがあります。発達障害のお子さんは、いろいろな方々がいらっしゃいます。知的障害のある方、ボーダーラインの能力の方、普通の能力の方などさまざまな方がいらして、学校のことで苦労されています。知的障害児学級に通学されたり情緒障害児学級に通級されていても不適應感を持っていらっしゃる方、普通学級に在籍されて不登校になっている方など、皆さん本当にいろいろな悩みをお持ちのようです。

発達障害のお子さんの教育について練馬区はどのようなふうにお考えになっていらっしゃるのかということと、今後、情緒障害児学級なり知的障害児学級の先生方と発達センターの職員の方とどう連携していくのでしょうか、どういう関連で練馬区の教育をうまくフォロー、支えていっていただけるのか。本当にお一人ずつに合った教育をするというのは難しいことと思っています。練馬区では今後どのようなふうと考えていらっしゃるのか教えていただければと思います。

(学務課長) 一人一人の教育ニーズに合わせた教育を行っていくことを目指していくわけですが、今お話しがあったように、例えば特別支援学校に行っていたほうが能力が伸びるのではないかなというように子供が特別支援学級に在籍したり、あるいは、特別支援学級に行っていたほうが成長が見込めるなと思う子供が通常学級に入ったりというようなことで、教育の中でも、同じ教え方をしても通じる通じない、わかるわからないということが出てきてしまいます。

例えば、これだったらわかる何人かがいる、その次のこれだったらわかってくれる何人かがいるというように、同じ知的障害学級の中で3つぐらいのグループができたりしている場合もあるんですね。それに関しては、例えば教材にしても別のものを使ったり、同じものを使っても教え方を変えたりというように、それぞれに携わる先生方がその人に合わせて教えているというような状況です。

それに加えて、通常学級にいる発達障害の子供たちをどうやってフォローしていくかということは、大変難しい面があります。集団の中で担任の先生1人でそれぞれ違う教え方はできませんので、そうなりますと、ある種理想的な形になりますが、その一人一人に対して、同じ通常学級にいても誰かがサブをして、それをわかりやすく横で教えていくとか、あるいはその子供にほかの部屋に行ってもらってそのときだけ別の教え方をするとか、そういったようなことが今求められつつあるというような状況です。

ただ、それは結局、マン・ツー・マンになってきますので、現実的にはなかなか全ての子供への対応は難しい。そこで、今のところ先生方に、同じことを言うにしても、この子に対しては少しほかの人よりも手振り身振りを交えて、あるいは視覚に訴えて、わかるように工夫をしてくださいますとか、先ほどお話したような学校巡回相談で、そういったような助言などもしているところです。

あとは、ほかとの連携ということでもよろしいのでしょうか。これについても、今、大きな課題となっています。就学前から、どういう形でその子の情報を学校に伝えていくかという縦の連携に加え横の連携というものが非常に大きな課題です。例えば幼稚園の中でも、なかなか親御さんが子供の障害というものを認知してくれないといったようなときに、どういう形でそれをわかってもらえるか、あるいはわかったときにどこまで保健所などと連携してその人たちを支援していけるのかなど、そういったことがやはり課題ですが、今のところ、なかなかそこまで横の連携はできていないという状況です。

(会長) それでは、ご意見がさらにあるかと思いますが、時間が過ぎておりますので、今日、先生方からいただいたご意見に関してはきちんと趣旨を受けとめさせていただいて、最終的な報告書の中にまとめるような形で、副会長、事務局の方々と相談して作成して、それをまた最終的にご意見をいただくという形で配布するというようにしたいと考えておりますので、そういう形で進めさせていただきたいと思います。

あと、事務局から何か連絡事項がありましたらお願いいたします。

4 閉会

(事務局) 昨年の10月31日の第1回から本日まで5回、いろいろご意見をいただきまして、熱心にご議論いただきご提言をいただきまして、本当にありがとうございました。

ここで、事務局を代表しまして、福祉部長からご挨拶させていただきたいと思います。

(福祉部長) 昨年の10月31日から5回ということで、短い期間ではありましたが、いろいろ貴重なご意見をいただき本当にどうもありがとうございました。

私は、実は20年間まちづくりをやっていて、福祉部は初めてで、なかなか発言する機会がなかったんですが、個人的にも非常に勉強になったと思っています。

これは感想になるかもしれませんが、いろいろご意見を聞いていて、こども発達支援センターというのが全部やるというわけにはいかない、スーパーマンではないというふうに思いながら聞いていました。教育とか医療との連携というような話が、いろいろ出てきて、「連携」という言葉が非常にたくさん出てきていたと思っています。そんなところで、ネットワーク会議の話を取りあえず出ささせていただきましたが、具体的に実務の中でどうやってネットワークを組んでいくかということが本当に明確にならないと、ただ、言葉が踊ってしまうということになりかねないのかなと思っています。そういう意味で言えば、このネットワーク会議一つとっても、我々具体的に検討していく事務局側で非常に重いと言うか、大変な作業になるかなとも思っています。

いずれにしても、先ほど言いました場所の問題もあります。今の中村橋のセンターでやるのか、または別の場所でやっていくのかということでも、いろいろな機能の問題も変わってくるのかなというふうに思いますし、それから態勢の問題もあります。職員が2倍も3倍も一挙にふえるという話にはならない。そうすると、充実をさせながらどういう形で態勢をうまく組んでいくのかということも非常に大きな課題になると思っています。

今日の報告をいただいた上で、来年度以降、具体的に実務的にどうやって詰めていくのかということが本格的に動いていくことになろうかと思っています。一応今日ここで閉じさせていただくことにはなるのですが、具体的な実務の部分で皆様方にご意見をいただくという場がまたあるのかなというふうに思っています。

そういう意味で言えば、今後とも、練馬区のこども発達支援センターのあり方や具体的な事業の部分について、ぜひ貴重なご意見をいただければと思っています。

本当にどうもいろいろありがとうございました。

(会長) それでは、(仮称) こども発達支援センターのあり方検討会を、これで終了させていただきたいと思います。

先ほど申し上げましたように、報告書につきましては今日の議論を踏まえたもので最終的な案をつくって、皆様に提示して、さらにご確認をいただいて内容を固めるという形になるかと思っています。本当にこれまで長い時間ありがとうございました。